第１回柴田町新図書館建設検討委員会

日時　令和６年６月２８日（金）午後２時～

場所　柴田町役場保健センター４階　多目的ホール

次　　第

(町長あいさつ)

(委嘱状交付)

１　開　会

２　出席者自己紹介

３　委員長・副委員長選出

４　議事

報告事項

１）都市再生整備計画・都市構造再編集中支援事業の進捗状況について

２）柴田町新図書館基本構想の概要版について

３）新図書館建設の全体スケジュールについて

協議事項

１）新図書館基本計画の策定について

５　連絡事項

６　閉　会

柴田町新図書館建設検討委員会スケジュール

第１回　令和６年　６月２８日（金）午後２時から

会場：柴田町役場（保健センター）４階 多目的ホール

第２回　令和６年　８月３０日（金）午後２時から

会場：柴田町役場（保健センター）４階　多目的ホール

内容：基本計画（案）について　他

第３回　令和６年１０月１１日（金）午後２時から

会場：柴田町役場（保健センター）４階　多目的ホール

内容：基本計画（最終案）について 他

柴田町新図書館建設検討委員会　委員名簿

委嘱期間：令和６年６月２８日～令和７年３月３１日

No	検討委員		氏名	性別	所属・役職等
1	第１号	学識経験のある者	平岡（ひらおか）　善浩（よしひろ）	男	宮城大学教授、事業構想群副学群長、基盤教育群長
2			大槻（おおつき）　浩子（ひろこ）	女	社会教育委員
3	第２号	学校教育関係	熊谷（くまがい）　一彦（かずひこ）	男	船迫小学校長
4	第３号	図書館関係団体の関係者	男澤（おとこざわ）　勝由（かつよし）	男	図書館ボランティア
5			金城（きんじょう）　幸子（さちこ）	女	子ども読書活動推進委員会副議長
6	第４号	公募による町民	羽賀（は が）　幸子（こうこ）	女	住民代表
7			添田（そえた）　椋（りょう）	女	住民代表
8	第５号	その他教育委員会が必要と認める者	田中（たなか）　亮（まこと）	男	宮城県図書館 副班長
9			佐藤（さとう）　祥多（しょうた）	男	特定非営利活動法人余白代表理事
10			玉渕（たまぶち）　博之（ひろゆき）	男	仙南芸術文化センター館長

アドバイザー

山崎　博樹	知的資源イニシアティブ代表理事

事務局

所　属	氏　名	職　名
生涯学習課	佐藤　　潤	課長
	藏田　健作	課長補佐
	駒板　翔太	主事
図書館	畑山　慎太郎	館長
	大宮　かつ子	副参事
	齋藤　悦子	主任主査
	荒関　奈緒子	司書

柴田町新図書館建設検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　柴田町新図書館（以下「図書館」という。）の整備に関し調査検討するため、柴田町新図書館建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について協議、検討及び調整を行うものとする。

（１）　図書館の基本構想及び基本計画策定に関する事項

（２）　その他図書館整備に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員 10 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから柴田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　学校教育関係者

（３）　図書館関係団体の関係者

（４）　公募による町民

（５）　その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、前条の委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を１人置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

（関係者の出席）

第７条　委員会は、会議において委員以外の者に意見又は説明を聴く必要があると認めるときは、会議への出席を求めることができる。

（報償等）

第８条　委員が会議に出席したときは、日額 6,700 円の報償費を支払うものとする。

２　町外在住の委員が会議に出席したときは、実費相当額の交通費を支給する。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

２　この告示は、第１条の委員会の設置目的が達成された日限り、その効力を失う。